総務省の予算事業等に対する行政刷新会議の 事業仕分けに対する意見

全 国 市 長 会 平成 21 年 11 月 27 日

1 11月16日に開催された「国と地方の協議の場」において、全国市長会長から、①地域主権改革実現のためには国と地方の信頼関係を築くことが必要であり、そのためにも地方交付税の復元・増額や子ども手当の全額国庫負担などは、その試金石となること、②事業仕分けについては、地方の固有財源である地方交付税は仕分け対象として相応しくないこと、③下水道事業など法律に基づく補助制度等については、権限・財源が法律上規定されており、ただ単に地方移管等と仕分けするのではなく、税財源の移譲措置も含め総合的な検討が改めて必要であること、などについて要請を行ったところである。

これに対して仙谷行政刷新担当大臣からは、事業仕分けに関し、下水道事業など法律に基づく制度等については、財源とセットで総合的に制度のあり方を検討していく旨の発言があった。

2 その後、全国市長会は、11月20日に決定した「鳩山新内閣による政策運営等に対する決議」の中で、「地方税財源の充実」、「行政刷新会議における事業 仕分け」及び「補助金廃止と一括交付金の創設」について、次の決議を行っ た。

〇 地方税財源の充実

国の平成22年度予算については、都市自治体の財政運営と予算編成に支障をきたすことのないよう、十分な財政措置を講じるとともに、年内に編成すること。

特に、地方財政対策においては、地方交付税の法定率を引き上げ、その 復元・増額を図るとともに、地方財政計画に都市自治体の財政需要を適切 に反映すること。

〇 行政刷新会議における事業仕分け

行政刷新会議における地方自治体に関連する事業の仕分けは、基礎自治体を重視し地域主権を確立するという内閣の大きな方針や、地方の自主財源の充実強化に努めるという総理の所信表明の方針の下に行われるべきものであり、専ら国からみた無駄の排除や国の予算の財源確保という観点からのみ行われるものであってはならないこと。

また、行政刷新会議で議論された地方行財政制度上重要な課題や、事業

仕分けにより地方移管、事業廃止等とされた事業については、国と地方の役割分担、地方の行財政運営及び社会資本整備等に大きな影響を及ぼすことから、改めて当該制度や事業のあり方について、地方に対する税財源の移譲措置を含め、国と地方が対等の立場で十分協議したうえで、結論を得るものとすること。

〇 補助金廃止と一括交付金の創設

補助金廃止と一括交付金の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分に踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないよう、その総額確保方策や配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

3 事業仕分けが及ぼした影響については、従来密室性の高かった予算編成の 過程を公開したことから、国民の国政に対する関心が高まったという点で評価する声もあるが、都市自治体が事業実施主体である事業については、都市自治体の意見も徴しないまま極めて短い時間の中で結論が出され、都市自治体の不安をいたずらにあおる結果となった。この際、統括役の枝野衆議院議員発言、及び「国と地方の協議の場」における原口総務大臣、仙谷行政刷新大臣発言を、今後とも堅持するよう強く求める。

各事業等に対する財政措置は補助金だけで個々に完結しているものではなく、補助裏に対する地方債や一般財源としての地方税、地方交付税などと密接に関連し合っているものであり、それらが全体として都市自治体の行財政運営を支えているものである。

また、鳩山新政権においては基礎自治体を重視し、地方の自主財源の充実強化に努めるという方針を打ち出しているところである。

したがって、各種事業の実施のあり方や財政措置を見直すにあたっては、 以上の観点を踏まえ、都市自治体の意見を十分踏まえつつ総合的かつ慎重な 検討を行うべきである。

4 ついては、先に掲げた決議にもあるとおり、行政刷新会議で議論された地 方税財政制度上重要な課題や、事業仕分けにより地方移管、事業廃止等とさ れた事業については、国と地方の役割分担、地方の行財政運営及び社会資本 整備等に大きな影響を及ぼすことから、改めて当該制度や事業のあり方につ いて、地方に対する税財源の移譲措置や一括交付金の制度設計を含め、国と 地方が対等の立場で総合的に十分協議したうえで、結論を得るものとするこ とを重ねて強く要請する。